主な記事
店の魅力、ジョークで発信 3
プレミアム付商品券販売スタート 2
駅周辺６商店街巡るラリー 4

商店街ニュース

第1088号 平成27年5月5日（毎月５日発行）
（昭和33年8月25日第三種郵便物認可）
発行所　東京都商店街振興組合連合会
東京都中央区銀座2-10-18〔〒104-0061〕
電　話　０３（３５４２）０２３１～５
ＦＡＸ　０３（３５４２）０２３６
定価　年間2500円【購読料は会費に含む】

振興組合化を推進しよう

ホームページアドレス http://www.toshinren.or.jp/

平成27年度 東京都商店街振興事業

防災、多言語対応を強化

新規振興組合へ率・上限を優遇

東京都の平成27年度商店街振興事業では、昨年度に続き「新・元気を出せ！商店街事業」の「活性化事業」の一部に、新規に法人化した商店街振興組合等への補助率2分の1への引上げや上限の7500万円への引上げの優遇策（1年度間）が盛り込まれた。また昨年度より周知されてきた通り、今年度より任意商店街への補助対象要件として①会則②役員名簿③過去2カ年分の決算書類等の具備――が新たに設定されている。新規補助メニューとしては、地域防災に寄与する取り組みや2020年東京五輪へ向けて多言語対応事業への支援も盛り込まれるなど、地域における商店街の多様な機能・役割を強力に後押ししていく。

事業名				都補助率	区市町村補助率	事業者負担率	補助限度額
新・元気を出せ！商店街事業	イベント事業・活性化事業	イベント事業	100万円以下	1／2	1／6	1／3	－
			100万円超	1／3	1／3	1／3	300万円
			小額支援事業	5／9	1／3	1／9	20万円
			小額助成（任意商店街）	1／3	1／3	1／3	20万円
		活性化事業	組織力強化支援事業・多言語対応事業以外	1／3(※1)	1／3	1／3	5,000万円(※1)(※2)
			小額支援事業	5／9	1／3	1／9	20万円
			小額助成（任意商店街）	1／3	1／3	1／3	20万円
			多言語対応事業	1／2	1／3	1／6	500万円(※3)
			組織力強化支援事業	1／2	1／3	1／6	5,000万円
			商店街活性化条例施行自治体	7／12	1／3	1／12	5,800万円
	地域連携型モデル商店街事業			2／5	2／5	1／5	1億円
	特定施策推進型商店街事業			4／5(※4)	—	1／5	1億2,000万円
	商店街パワーアップ基金事業			1／2	—	1／2	2,000万円
中小商業施設整備費補助事業				区市町村補助額の1／2			6,250万円
環境・防災対応型商店街活性化事業				2／3(※5)	—	1／3	1億2,000万円
小売商業後継者育成・開業支援事業			研修経費	1／2(※6)	—	1／2	3万円
			開業経費	1／2	—	1／2	100万円
商店街起業支援事業				2／3(※7)	—	1／3	16万円(※8)
商店街買物弱者支援事業				1／2	1／4	1／4	1,000万円

※1　新たに法人化した商店街については１年度間に限り、都補助率１／２、都補助限度額7500万円となる
※2　会則・役員名簿・過去24カ月分の決算書類等を具備した任意商店街は補助限度額1000万円となる
※3　免税手続カウンターの設置については、補助限度額1000万円となる
※4　街路灯ランプのＬＥＤランプへの交換については１基当たり24万円補助限度
※5　ＬＥＤ街路灯の設置については１基あたり40万円補助限度
※6　助成対象期間内に商店街で開業できた場合は６万円を限度に10／10を補助
※7　２年目は都補助率１／２（補助限度額12万円）、３年目は都補助率１／３（補助限度額８万円）と逓減する
※8　その他工事費への補助あり（補助限度額100万円）

【任意商店街への支援】
補助対象要件（会則・役員名簿・過去24カ月分の決算書類等を具備）を満たしていない任意商店街については、イベント事業・活性化事業は小額助成での支援、その他の補助事業は原則対象外となります。

事業の概要は上の表および以下の通り。

新・元気を出せ！商店街事業

（1）イベント・活性化事業　商店街が実施する区市町村振興プランに基づくイベント事業・活性化事業に対して補助（補助対象者は区市町村）

事業者（組織力強化支援事業以外）＝①商店街及び商店街の連合会②商工会、商工会議所③第三セクター、共同出資会社④社会福祉法人、ＮＰＯ法人（③、④は商店街との連名による申請を行う活性化事業に限る）

■小額支援事業　防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて事業を実施する場合、特別に支援

イベント対象事業例＝季節のイベント（七夕・盆踊り・クリスマスフェア等）、抽選会・スタンプラリー等

活性化対象事業例＝施設を整備する事業（街路灯・アーチ・アーケード等）、空き店舗活用事業、ホームページ作成等

■多言語対応事業　商店街が、多言語による情報提供等、外国人受入れのための環境を整備することで、地域での役割を高め活性化を図る取組を支援

対象事業例＝無線ＬＡＮ環境の整備、デジタルサイネージの設置、多言語対応ホームページの作成、免税一括手続ステーションの設置、英会話研修の実施等

■組織力強化支援事業　商店街連合会等が、商店街と連携して行う商店街加入・協力促進のための取組を支援

事業者＝①商店街連合会②商工会、商工会議所

対象事業例＝加入促進パンフレット・マニュアル作成、協議会開催等

補助対象者＝区市町村

（2）地域連携型モデル商店街事業　商店街が地域住民やＮＰＯ等の地域団体と連携し、環境、観光等の地域ニーズに対応した取組みを支援。補助金交付後も専門家による指導や成果の検証を行う

事業者＝①商店街及び商店街の連合会②中小企業者③ＮＰＯ法人（②、③は商店街との連名による申請を行う場合に限る）

補助対象者＝区市町村

（3）特定施策推進型商店街事業　都の特定施策に協力して商店街が実施する事業を特別に支援

事業者・補助対象者＝商店街および商店街の連合会

対象事業例＝アーケード・アーチの撤去・耐震補強・耐震調査、民間交番の設置、街路灯ランプ・アーケード照明のＬＥＤへの交換、共同荷捌きスペースの設置、だれでもトイレ設置、障害者・高齢者用のサイン表示・案内設備の設置・改修、授乳及びおむつ替えのスペース・設備の設置等

（4）東京商店街グランプリ　都内商店街や個人等の優れた取組を表彰し、広くＰＲ

（5）商店街パワーアップ基金事業（公財）東京都中小企業振興公社に助成して実施）　商店街がつくる会社等の設立及び会社等が取組む商店街活性化事業を支援

事業者＝会社またはＮＰＯ法人を設立予定の都内商店街の会員、会社、ＮＰＯ法人、商工団体等

対象事業例＝商店街会員等による会社等の設立・活性化プロジェクト、商店街の活性化計画に基づいて協定等を締結した会社、ＮＰＯ法人、商工団体が実施する商店街活性化プロジェクト

（6）広域支援型商店街事業　都内広域を対象とした商店街活性化事業を支援

中小商業施設整備費補助事業

商店街が行う国の施設整備事業を支援する区市町村に対し補助金を交付することで、商店街活性化の取組を推進

事業者＝商店街、商店街の連合会、商工会、商工会議所等

補助対象者＝区市町村

環境・防災対応型商店街活性化事業

環境対策に貢献することが期待される取組や地域の防災力を向上させる災害時への備えを普及させるため、積極的に取り組む商店街を支援し、環境や防災に対応した商店街への移行を推進するとともに、地域コミュニティの核である商店街の情報発信力を活用し、環境・防災対策とその成果をアピールすることで、地域社会での取組を推進

事業者＝商店街及び商店街の連合会

対象事業例＝【環境】ＬＥＤ街路灯の設置、ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置、ドライミストの導入／【防災】災害支援拠点の整備、消火栓スタンドパイプ等の整備、老朽化した街路灯の撤去

小売商業後継者育成・開業支援事業

商店街での開業やのれんわけを行う者を対象に、経営知識や技能の習得、開業時の資金面での支援を実施（東京都中小企業振興公社に助成して実施）

事業者＝商店街での開業やのれんわけを行う者

補助対象事業＝店舗新装・改装工事費、設備・備品購入費・広告宣伝費、技能講習研修受講費

○商店街起業支援事業　商店街と商店街で開業希望する者をマッチング（東京都中小企業振興公社に助成して実施）

商店街買物弱者支援事業

商店街が実施する買物弱者対策の事業を支援する区市町村に対して補助金を交付することで、都内において買物が困難な状況下の人々の支援と商店街活性化を図る

事業者＝①商店街及び商店街の連合会②商工会及び商工会連合会③民間事業者④ＮＰＯ法人、その他法人（③、④は商店街との連名による申請を行う場合に限る）

補助対象者＝区市町村

進め！若手商人育成事業

次代の商店街振興を担う若手商人の育成（東京都中小企業振興公社に委託して実施）

（1）商店街パワーアップ作戦（専門家チームの派遣）　専門家チームが店・商店街に赴き、経営アドバイスや活性化支援

対象者＝商店街、商店街を構成する商店主等

（2）商人大学校　実践的なコース別カリキュラムと交流により、若手商人の経営能力を向上

対象者＝商店主、後継者、従業員等

実施期間＝5月～10月（全10回）

（3）若手商人研究会　若手商店主を中心とした研究グループを発足し、「集客力を高めるための商店街活動」等について研究会を開催し、次代の商店街を担う人材を養成

対象者＝商店主、商店街関係者、学生、消費者等

実施期間＝10月～翌年2月（全6回）

（4）商店街リーダー養成研修　講義・現場視察とともに現地支援を行うことで、商店街マネジメント能力を養成し実践的にリーダーを育成

対象者＝商店街役員、商店街役員候補者等

実施期間＝7月～9月

（5）商店街起業促進サポート　講義・グループ討議や現場体験などの実践的な研修により、商店街での開業を支援。商店街関係者や金融機関等の支援グループによるアドバイスも受けられる

対象者＝商店街において創業を希望している方

実施期間＝9月～翌年3月（全10回程度）

（6）商店街・商業高校等連携支援事業　高校生を対象に、地域の商店街で販売実践、ホームページ作成の体験等を行い商売に対する理解を深めるとともに、将来の商店街を担う人材を発掘。また大学等の学生の知識を活用して活性化につなげる

対象者＝東京都立商業高校等の生徒、大学等の学生

（7）中小小売商業活性化フォーラム　商店主等に対して経営意欲の増進を図るため、講演やディスカッション等を実施

対象者＝商店主、商店街関係者、学生、消費者、関連機関団体職員等

実施日＝11月予定

※実施期間は変更になる場合あり

【問合せ先】
▼東京都産業労働局商工部地域産業振興課商店街振興担当☎03・5320・4756
▼（公財）東京都中小企業振興公社総合支援部新事業創出課（進め！若手商人育成事業担当）☎03・5822・7237
▼各区市町村商業担当課（イベント事業・活性化事業）

◎第48回東京都商店街振興組合連合会通常総会
▽開催日時　平成27年5月25日（月）午後1時
▽場所　東京都中小企業会館9階講堂
▽議案
第1号議案　平成26年度事業報告書及び決算関係書類承認の件
第2号議案　平成27年度事業計画及び収支予算並びに経費の賦課徴収方法決定の件
第3号議案　平成27年度借入金額の最高限度決定の件
第4号議案　役員報酬決定の件
第5号議案　理事及び監事選任の件
第6号議案　その他

◎第64回東京都商店街連合会定期総会
▽開催日時　平成27年5月25日（月）午後2時30分
▽場所　東京都中小企業会館9階講堂
▽議案
第1号議案　平成26年度事業及び決算報告承認の件
第2号議案　平成27年度事業計画及び収支予算（案）決定の件
第3号議案　借入金最高限度額決定の件
第4号議案　役員改選の件
第5号議案　その他

都振連・都商連総会
5月25日 東京都中小企業会館

平成２７年度 商店街大学日程表（7月１４日～１２月９日）

開催地	開催年月日	テーマ	研修内容	講師名（敬称略）	備考
中小企業会館	平成27年 7月14日（火） 14時～16時 ２時間	当大学への臨み方	開講式 オリエンテーション	商店街大学学長 東京理科大学大学院 総合科学技術経営研究科 教授　松島　茂	公開講座
現場学習	平成27年 9月28日（月） 13時～17時 4時間	商店街の現状把握、分析	世田谷区下高井戸商店街のケーススタディ- 商店街活動等の説明 商店街の現場視察 ディスカッション	商店街役員のご講演 商店街大学学長 東京理科大学大学院 総合科学技術経営研究科 教授　松島　茂	
現場学習	平成27年 10月27日（火） 10時～15時 5時間	商店街の現状把握、分析	中央区築地場外市場商店街のケーススタディ- 商店街活動等の説明 商店街の現場視察 ディスカッション	商店街役員のご講演 商店街大学学長 東京理科大学大学院 総合科学技術経営研究科 教授　松島　茂	
現場学習	平成27年 11月25日（水） 13時～18時 5時間	商店街の現状把握、分析	荒川区おぐぎんざ商店街のケーススタディ- 商店街活動等の説明 ディスカッション	商店街役員のご講演 商店街大学学長 東京理科大学大学院 総合科学技術経営研究科 教授　松島　茂	
中小企業会館	平成27年 12月9日（水） 13時～15時 2時間	現場学習総括	現場学習3ヶ所の現状整理・分析 ディスカッション	商店街大学学長 東京理科大学大学院 総合科学技術経営研究科 教授　松島　茂	
中小企業会館	平成27年 12月9日（水） 15時～17時 2時間	未定	講演テーマ 現場学習に沿ったテーマでの、ご講演	大阪市立大学名誉教授 流通科学大学商学部特別教授 石原　武政	公開講座
中小企業会館	平成27年 12月9日（水）	当大学を通じてのまとめ、受講生への期待	当大学を通じて学んだ事を各自発表・評価 閉講式	商店街大学学長 東京理科大学大学院 総合科学技術経営研究科 教授　松島　茂	公開講座
計	延5日間 20時間				

商店街リーダーを養成

商店街大学 7月14日開講 受講生を募集中

都振連では、商店街のリーダーを養成する「商店街大学」の14期生を、現在募集している。申し込み締切は6月30日（火）。

本商店街大学は、商店街組織や街づくりのためのマネージメント策を学ぶ機会として、都内各商店街から参加する受講者に研修を実施するとともに、相互の連携及び情報交換を促進することで、将来地域で指導的な役割を果たす人材を養成するもの。受講者数はこれまでの13年間で200名に達している。

7月14日(火)開講で、12月9日（水）までの5回（5日間）20時間。（日程は上の表）

大学の学長は松島茂東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授。商店街3カ所で現場学習を行い、わが国流通研究の第一人者である石原武政、大阪市立大学名誉教授・流通科学大学商学部特別教授の公開講座も例年通り開かれる。

概要は次の通り。

■受講対象＝①各区市商店街振興組合連合会・各区市商店街連合会で推薦する者②単位商店街振興組合で推薦する者③自主応募の者で、当連合会で適当と認められる者

■会場＝東京都中小企業会館（中央区銀座）・商店街等の現場学習先

■テーマ（例）＝商店街の意義、リーダーとサポート体制、組織体制とマネージメント、商店街マーケティングの手法、情報収集と活用、地域コミュニティと商店街の連携、合意形成と役割、行政施策と制度など

■研修方法＝①相互学習②現場視察③実践重視を基本として「講義」「現場学習」等の形式で行う。講義及び現場学習のどちらにおいても受講者がテーマについて討議を行う時間を設け、各受講者が問題点の把握・論理の構築・発表・他の意見の理解といった実践的な相互学習を行うと共に、受講者同士の意見交換・交流の場とする

■受講料＝無料（会場までの交通費は各自負担）

■定員＝20名程度（申込者について都振連で選考）

■申込方法＝①各区市振連・商連が所定の推薦書によって推薦②単位商店街が振興組合の場合は単位商店街振興組合の推薦でも可③商店街ニュース等を見ての受講者本人から商店街大学事務局への直接応募も可

■申込期限＝平成27年6月30日（火）

■申込先＝〒104－0061　東京都中央区銀座2の10の18　中小企業会館5階　東京都商店街振興組合連合会商店街大学事務局　担当：白谷（☎03・3542・0231、FAX03・3542・0236）

任意会も決算書類の具備等、要件に

商店街買物弱者支援事業

商店街が実施する買物弱者対策の事業を支援する区市町村に対して補助金を交付することで、都内において買物が困難な状況下の人々の支援と商店街活性化を図る

事業者＝①商店街及び商店街の連合会②商工会及び商工会連合会③民間事業者④ＮＰＯ法人、その他法人（③、④は商店街との連名による申請を行う場合に限る）

補助対象者＝区市町村

進め！若手商人育成事業

次代の商店街振興を担う若手商人の育成（東京都中小企業振興公社に委託して実施）

（1）商店街パワーアップ作戦（専門家チームの派遣）　専門家チームが店・商店街に赴き、経営アドバイスや活性化支援

対象者＝商店街、商店街を構成する商店主等

（2）商人大学校　実践的なコース別カリキュラムと交流により、若手商人の経営能力を向上

対象者＝商店主、後継者、従業員等

実施期間＝5月～10月（全10回）

（3）若手商人研究会　若手商店主を中心とした研究グループを発足し、「集客力を高めるための商店街活動」等について研究会を開催し、次代の商店街を担う人材を養成

対象者＝商店主、商店街関係者、学生、消費者等

実施期間＝10月～翌年2月（全6回）

（4）商店街リーダー養成研修　講義・現場視察とともに現地支援を行うことで、商店街マネジメント能力を養成し実践的にリーダーを育成

対象者＝商店街役員候補者等

実施期間＝7月～9月

（5）商店街起業促進サポート　講義・グループ討議や現場体験などの実践的な研修により、商店街での開業を支援。商店街関係者や金融機関等の支援グループによるアドバイスも受けられる

対象者＝商店街において創業を希望している方

実施期間＝9月～翌年3月（全10回程度）

（6）商店街・商業高校等連携支援事業　高校生を対象に、地域の商店街で販売実践、ホームページ作成の体験等を行い商売に対する理解を深めるとともに、将来の商店街を担う人材を発掘。また大学等の学生の知識を活用して活性化につなげる

対象者＝東京都立商業高校等の生徒、大学等の学生

（7）中小小売商業活性化フォーラム　商店主等に対して経営意欲の増進を図るため、講演やディスカッション等を実施

対象者＝商店主、商店街関係者、学生、消費者、関連機関団体職員等

実施日＝11月予定

※実施期間は変更になる場合あり

【問合せ先】
▼東京都産業労働局商工部地域産業振興課商店街振興担当☎03・5320・4756
▼（公財）東京都中小企業振興公社総合支援部新事業創出課（進め！若手商人育成事業担当）☎03・5822・7237
▼各区市町村商業担当課（イベント事業・活性化事業）

都内商店街から２事業を採択

地域商業自立促進事業

このほど第1次先行案件として、「地域商業自立促進調査分析事業」3件、「支援事業」16件の補助交付先が決定。都内商店街からは支援事業として、以下2件が採択されている（応募要領は以下「情報ボックス」参照）。

▽世田谷区／下北沢一番街商振組＝外国人来街者や少子・高齢化、地域間交流に対応した商品や業種等を入居させるトライアル店舗の運営事業等

▽台東区　／浅草西参道商振組＝東北復興お祭り交流促進とお祭り交流館整備事業等

めざせ！2020 観光商店街

消費税免税販売一括カウンター

申請受付を開始

平成27年度税制改正により、これまで各個店ごとに行うこととされていた免税手続を第三者に委託（ワンストップ化）できるようになりました。4月1日から、その手続委託型免税店申請の受付がスタートしており、これまで以上にショッピングセンターのテナントや商店街の中小小売店等において免税制度が活用しやすくなります。

今回の制度は、免税手続を免税手続カウンターに委託することのできる「手続委託型輸出物品販売場制度」が新たに創設されたことに伴うものです。手続委託型免税店では、通常の方法で外国人旅行者等に商品を販売し、免税手続については免税手続カウンターに委託できるようになり、手続が簡素化されます。

詳しくは、「外国人旅行者等への消費税免税販売制度について」（http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/pdf/tax-free.pdf）、「輸出物品販売場制度に関するＱ＆Ａ（国税庁ＨＰ）」（http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shouhi/menzei/pdf/05.pdf）等をご参考ください。今後、全国の地方ブロックごとに順次、消費税免税制度説明会も開催していく予定です。

▼問合せ先　経済産業省商務流通保安グループ流通政策課☎03・3501・1511（内線　4161～5）、03・3501・1708（直通）／中小企業庁経営支援部商業課☎03・3501・1511（内線5336～6）、03・3501・1929（直通）まで

情報BOX

調査・企画支援

■トータルプラン作成支援事業で応募受付中

商店街活性化のためのビジョンづくりや中長期的な事業計画づくりを総合的に支援する事業。以下①～⑤のコースがあり、商店街振興について幅広い知識のある専門家を派遣し、座学やワークショップ等の研修等を行う。

①ビジョンづくりコース　活性化のためにビジョンの作成を考えている商店街に対し、ビジョンづくりのノウハウを提供。

②調査コース　商店街自らが調査・集計するためのノウハウを提供。

③プランづくりコース　商店街の活性化に向けた中長期的な（3年程度）プランづくりを支援。

④認定支援コース　地域商店街活性化法を活用した商店街の活性化事業を検討している商店街に対し、専門家を派遣し、法認定の申請に必要な「商店街活性化計画」の作成を支援。法人化されていない商店街に対して、法の認定に必要な商店街の法人化の研修を実施。

⑤フォローアップ支援コース　既に法認定を受けた商店街に対し、事業計画の変更申請等を支援。

▽募集期間　5月1日（金）～5月15日（金）

▽詳細は（株）全国商店街支援センターＨＰ「トータルプラン作成支援事業」サイト（http://www.syoutengai-shien.com/support/14.html）まで

ソフト事業支援

■平成27年度地域商業自立促進事業の募集

商店街等を基盤に地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや商店街の外部環境の変化を踏まえて、地方公共団体と密接な連携を図りつつ、商店街組織単独または街づくり会社など民間企業やＮＰＯ法人等と連携して行う取り組みを支援する事業。支援対象となるのは、商店街等における「地域資源活用」「外国人対応」「少子・高齢化対応」「創業支援」「地域交流」の分野に係る新たな取組。

▽募集期間　～6月29日（月）（経済産業局に17時必着）

▽補助率　2／3以内

▽補助額　①自立促進調査分析事業＝上限額500万円／下限額100万円②自立促進支援事業＝上限額5億円／下限額100万円

▽補助対象事業者　商店街組織（①商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織②法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの）、民間事業者（当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者）

▽募集スケジュール　5月11日（月）までの要望書提出は第2次先行として審査・採択

▽詳細・問合せ先　中小企業庁商業課（☎03・3501・1929）、関東経済産業局流通・サービス産業課商業振興室（☎048・600・0318）、概要は中小企業庁ＨＰ（http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html）まで

個店・人材育成

■「商人塾支援事業」の実施団体（商店街振興組合連合会等）を公募中

商店街の未来を担う「次世代リーダー」の育成を支援する事業について、その事業を実施する委託機関を募集中。複数商店街の若手商店主たちが一堂に会し、全国各地で活躍している商店街の実践者や専門家の話を聞き、自分たちの地域の課題や活性化への道筋について本音で話し合う研修を4～5カ月間で5～10回実施する。

▽カリキュラム概要　地域の特性に合わせたテーマで、座学研修や意見交換会等が中心。企業家精神・個店経営力アップ等の商人研修、先進商店街の現地調査研修等を実施。研修の終盤では、研修内容の振り返り、また塾生全員の意見交換会の中で深めた議論をもとに、卒塾論文（レポート）を作成し、最終回にその発表を行う。塾生の次世代リーダーとしての資質向上と、塾生間ならびに商店街間のネットワーク構築をめざす。

▽公募期間　4月20日（月）～5月20日（水）

▽応募対象　商店街振興組合連合会、商工会議所、商店街支援組織等

※本事業には、複数商店街から10～20名程度の塾生の参加が必要

▽詳細は全国商店街支援センターＨＰ「商人塾支援事業」サイト（http://www.syoutengai-shien.com/support/06.html）まで

■繁盛店づくり支援事業で応募受付中

繁盛店づくりを促進し、それを商店街全体に波及させるような仕組みづくりを支援。「入門編」「実践編」「検証編」の3つのプログラムで構成されて、今回は「入門編」及び「実践編」に取り組む商店街の募集を実施中。

※「入門編」「実践編」への足がかりとして、数カ月間かけて行う実践編の研修内容（臨店研修、講義及び事例研究）を1日で体験する「1日体験コース」と、2時間のセミナーで繁盛店づくりについて学ぶ「事例研究コース」を提供。

※「実践編（実践コース）」　数カ月間にわたり、繁盛店づくりの専門家の指導のもと、臨店研修・参加店会議・全体研修・通信指導を実施。繁盛店づくりのノウハウを具体的に学び、その情報を商店街で共有することで、商店街全体で繁盛店づくりに取り組む組織基盤を構築。また、繁盛店づくりを通じて、商店街を牽引する人材の育成もめざす。

▽募集期間　5月1日（金）～5月15日（金）

▽詳細は（株）全国商店街支援センターＨＰ「繁盛店づくり支援事業」サイト（http://www.syoutengai-shien.com/support/08.html）まで